旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社エスエスシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5782号　④株式会社エスエスシー　東京都渋谷区恵比寿西２－８－６ビックツリービル４階　代表取締役　角家浩　⑤本社営業所　東京都渋谷区恵比寿西２－８－６ビックツリービル４階　⑥平成18年７月27日　⑧平成23年７月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区恵比寿西２－８－６ビックツリービル４階　株式会社エスエスシー　代表取締役　角家浩

Ｂ　①有限会社曽根沼観光　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３―148号　④有限会社曽根沼観光　滋賀県彦根市石寺町139番地　代表取締役　小谷進　⑤本社営業所　滋賀県彦根市石寺町139番地　⑥平成７年３月27日　⑧平成25年３月26日　⑩300万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県彦根市石寺町139番地　有限会社曽根沼観光　代表取締役　小谷進

Ｂ　①ホットワイヤー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2099号　④株式会社ホットワイヤー　大阪市中央区平野町二丁目５番11号　代表取締役　窪一　⑤ホットワイヤー　大阪市中央区平野町二丁目５番11号　⑥平成12年12月19日　⑧平成25年９月17日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区平野町二丁目５番11号　株式会社ホットワイヤー　代表取締役　窪一

Ｃ　①株式会社久美浜ツアーセンター　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2285号　④株式会社久美浜ツアーセンター　大阪府大阪市北区梅田２丁目５番８号千代田ビル西別館10Ｆ　代表取締役　八田芳郎　⑤本社営業所　大阪府大阪市北区梅田２丁目５番８号千代田ビル西別館10Ｆ　⑥平成16年10月12日　⑨平成25年９月17日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市北区梅田２丁目５番８号千代田ビル西別館10Ｆ　株式会社久美浜ツアーセンター　代表取締役　八田芳郎

Ｃ　①株式会社薩摩川内市観光物産協会　②地域限定旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業地域―236号　④株式会社薩摩川内市観光物産協会　鹿児島県薩摩川内市鳥追町１番１号　代表取締役　今藤尚一　⑤本社営業所　鹿児島県薩摩川内市鳥追町１番１号　⑥平成25年５月１日　⑨平成25年５月30日　⑩100万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島県薩摩川内市鳥追町１番１号　株式会社薩摩川内市観光物産協会　代表取締役　今藤尚一

Ｂ　①株式会社わんたび　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―272号　④株式会社わんたび　沖縄県名護市字宇茂佐333―１　代表取締役　柳澤利之　⑤わんたび　沖縄県名護市字宇茂佐333―１　⑥平成20年５月９日　⑧平成25年５月８日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県名護市字宇茂佐333―１　株式会社わんたび　代表取締役　柳澤利之

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社東洋観光サービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5366号　④有限会社東洋観光サービス　東京都中野区大和町一丁目１番８号サンルーフ102号　取締役　飯塚宏司　⑤本社営業所　東京都中野区大和町一丁目１番８号サンルーフ102号　⑥平成15年９月２日　⑦平成25年９月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ニュートラベル山形　②第３種旅行業　③山形県知事登録旅行業第３―201号　④有限会社ニュートラベル山形　西村山郡河北町谷地字真木105番地の１　代表取締役　原田シゲ子　⑤本社営業所　西村山郡河北町谷地字真木105番地の１　⑥平成７年９月７日　⑦平成25年９月７日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①特定非営利活動法人鬼怒川・川治温泉観光協会　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―626号　④特定非営利活動法人鬼怒川・川治温泉観光協会　日光市鬼怒川温泉大原1404番地１　理事　八木澤哲男　⑤本社営業所　日光市鬼怒川温泉大原1404番地１　⑥平成18年３月28日　⑦平成25年９月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社アイ・クリエイト２１（アイ・クリエイトツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5371号　④株式会社アイ・クリエイト２１　東京都新宿区三栄町６番地12　代表取締役　橋川容治　⑤本社営業所　東京都新宿区三栄町６番地12　⑥平成15年９月９日　⑦平成25年９月５日　⑧60万円　⑨300万円